

# 【資料1】

## 生駒市国民保護計画改正案新旧対比表

黄色マーキングは委員送付対比表からの修正部分

No	条項	現行規定	改正案	改正理由等
1	第1編 第4章 (1) P7	本市は、近畿のほぼ中央、奈良県の北西端に位置し、東は奈良県の奈良市・大和郡山市、京都府の京田辺市・精華町、西は大阪府の交野市・四条畷市・大東市・東大阪市、南は奈良県の平群町・斑鳩町、北は大阪府の枚方市の8市3町に接している。面積は53.18k㎡であり、東西7.8km、南北14.9kmの南北に細長い形状を示している。	本市は、近畿のほぼ中央、奈良県の北西端に位置し、東は奈良県の奈良市・大和郡山市、京都府の京田辺市・精華町、西は大阪府の交野市・四条畷市・大東市・東大阪市、南は奈良県の平群町・斑鳩町、北は大阪府の枚方市の8市3町に接している。面積は53.15k㎡であり、東西7.8km、南北14.9kmの南北に細長い形状を示している。	生駒市地域防災計画に整合
2	第1編 第4章 (3) P10	国勢調査による本市の平成17年10月1日現在の人口は、 <u>113,724</u> 人、世帯数 <u>40,107</u> 世帯で（中略）生産人口（15歳以上65歳未満人口）は <u>69</u> %、老年人口（65歳以上人口）は <u>17</u> %となっている。（中略）市の全体的な傾向として、40・50代が多くを占め	国勢調査による本市の令和2年10月1日現在の人口は、 <u>116,675</u> 人、世帯数 <u>47,666</u> 世帯で（中略）生産人口（15歳以上65歳未満人口）は <u>57</u> %、老年人口（65歳以上人口）は <u>29</u> %となっている。（中略）市の全体的な傾向として、40・50代、 <u>及び70代</u> が多くを占め	最新の国勢調査の結果を反映
3	同上	（前項の続き）多くを占めていることから、 <u>今後、急速に高齢化が進むことが予想されること</u> 、また、通勤・通学のため	（前項の続き）多くを占め、 <u>生産年齢人口の減少が顕著であり、少子・高齢化が加速している</u> 。また、通勤・通学のため	「第2期生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略」 生駒市人口ビジョンに整合

<p>4</p> <p>同上</p> <p>図</p> <p>P11</p>	<p>人口密度</p>	<p>人口密度</p>	<p>最新の調査データの反映 (令和2年度 国勢調査)</p>
<p>5</p> <p>同(4)</p> <p>P12</p>	<p>国道308号バイパス (第二阪奈<del>有料</del>道路) があり</p>	<p>国道308号バイパス (第二阪奈道路) があり</p>	<p>正式名称の変更を反映</p>

6	同(6) P13	原子力施設は、市内に存在しないため、放射性物質等の放出による原子力緊急事態発生時の市民の避難等の対応を迫られるものではないが、 <u>原子力災害の特殊性を考慮すると、本市の近くにある原子力事業所の把握が必要となる。本市に隣接する原子力事業所は次のとおり。</u>	原子力施設は、市内に存在しないため、放射性物質等の放出による原子力緊急事態発生時の市民の避難等の対応を迫られるものではないが、 <u>原子力発電所が立地する福井県敦賀市からの避難者の受け入れについて積極的に協力していく。</u> <u>また、近畿大学原子力研究所において万が一危機事象が発生した場合も、関係周辺市町村としての対応が必要である。近畿大学原子力研究所の概要は次のとおり。</u>	「原子力災害時における敦賀市民の県外広域避難に関する協定」締結及びH26 県国民保護計画改正を反映																																
7	第2編 第1章 第1-2 (3) P17	<p>【事態の状況に応じた初動体制の確立】</p> <table border="1" data-bbox="322 651 1108 1086"> <thead> <tr> <th>事態の状況</th> <th>体制の判断基準</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事態認定前</td> <td>市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事態認定後</td> <td rowspan="2">市対策本部設置の通知がない場合</td> <td>市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>市対策本部設置の通知を受けた場合</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table>	事態の状況	体制の判断基準	体制	事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②	事態認定後	市対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②	市対策本部設置の通知を受けた場合	③	<p>【事態の状況に応じた初動体制の確立】</p> <table border="1" data-bbox="1135 638 1921 1201"> <thead> <tr> <th>事態の状況</th> <th>体制の判断基準</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事態認定前</td> <td>市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の市外での発生を把握した場合や、<u>市内で事態認定に至る可能性が高い事態が発生した場合</u>） <u>現場からの情報により、市内において多数の人が死傷する事案が発生したことを把握した場合（事故災害対策本部体制）</u></td> <td>②</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事態認定後</td> <td rowspan="2">市対策本部設置の通知がない場合</td> <td>市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の市外での発生を把握した場合）</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>市対策本部設置の通知を受けた場合</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table>	事態の状況	体制の判断基準	体制	事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の市外での発生を把握した場合や、 <u>市内で事態認定に至る可能性が高い事態が発生した場合</u> ） <u>現場からの情報により、市内において多数の人が死傷する事案が発生したことを把握した場合（事故災害対策本部体制）</u>	②	事態認定後	市対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の市外での発生を把握した場合）	②	市対策本部設置の通知を受けた場合	③	事態認定前に市内で大きな人的被害を伴う事象が発生した場合、災対法等を適用した対応となるため、災害対策本部体制をとることを明確化（国民保護訓練の実績の反映）
事態の状況	体制の判断基準	体制																																		
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①																																		
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②																																		
事態認定後	市対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①																																	
		市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②																																	
	市対策本部設置の通知を受けた場合	③																																		
事態の状況	体制の判断基準	体制																																		
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①																																		
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の市外での発生を把握した場合や、 <u>市内で事態認定に至る可能性が高い事態が発生した場合</u> ） <u>現場からの情報により、市内において多数の人が死傷する事案が発生したことを把握した場合（事故災害対策本部体制）</u>	②																																		
事態認定後	市対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①																																	
		市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の市外での発生を把握した場合）	②																																	
	市対策本部設置の通知を受けた場合	③																																		
8	第2編 第1章	市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害	市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害	H25・26 政府基本指針改正																																

	第3 (1) P21	その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。	その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。 <u>また、市は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク (LGWAN) 等の公共ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備を行う。</u>	及びH26 県国民保護計画の改正 (2編1章3節) (市に直接関係ない中央防災無線、消防防災無線、政府共通ネットワークは省略)の反映
9	第2編 第1章 第4-2 P23	(1) 警報の伝達体制の整備 市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、伝達方法等の周知を図る。	(1) 警報の伝達体制の整備 市は、知事から、 <u>または内閣官房から緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、消防庁から全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等により</u> 警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、伝達方法等の周知を図る。	H25 政府基本指針改正及びH26 県国民保護計画の改正の反映 (2編1章4節第2-1)
10	同上	(2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努める。	(2) 防災行政無線 <u>等</u> の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線 <u>やその他の伝達手段</u> の整備に努める。	本市が整備中の「J-ALERT 情報自動館内放送システム」や将来の各種伝達手段の利用を考慮

11	同上 P24	(5) 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達のための準備 市は、知事から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院その他の多数の者が利用する施設について、県との役割分担も考慮して定める。	(5) 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達のための準備 市は、知事から、 <u>または内閣官房から緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、消防庁から全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等により</u> 警報の内容の通知を受けたときに、市長が	H25 政府基本指針改正及び H26 県国民保護計画の改正の反映 (2編1章4節第2-2)
12			(つづき) 迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、 <u>幼稚園・保育園・こども園</u> 、病院その他の多数の者が利用する施設について、県との役割分担も考慮して定める。	J-ALERT 情報自動館内放送システムの整備を反映
13	第2編 第1章 第4-3 (1) P24	市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び様式第2号により安否情報の収集を行うとともに、同省令第2条に規定する様式第3号(いずれも資料編参照)により、県に報告する。	市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、「武力攻撃事態等における安否情報の <u>収集及び報告</u> の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び様式第2号により安否情報の収集を行うとともに、同省令第2条に規定する様式第3号(いずれも資料編参照)により、県に報告する。	当該省令の名称変更による
14	同上 P24 ~ P25	[1] 避難住民(負傷した住民も同様) ① 氏名 ② ふりがな ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所 ⑥ 国籍 <u>(日本国籍を有しない者に限る。)</u>	[1] 避難住民(負傷した住民も同様) ① 氏名 ② <u>フリガナ</u> ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所 <u>(郵便番号を含む。)</u> ⑥ 国籍	安否情報省令の改正の反映 (現行省令の様式の記載項目に整合)

		<p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 居所</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ <u>⑧及び⑨のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</u></p> <p>⑪ 親族・同居者・<u>知人</u>からの照会への回答希望の有無</p> <p>⑫ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表についての同意の有無</p> <p>〔2〕死亡した住民（上記①～<u>⑦</u>に加えて）</p> <p>⑬ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑭ 遺体の安置場所</p> <p>⑮ 上記について、親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への配偶者又は直近の直系親族等からの同意の有無</p>	<p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ <u>負傷（疾病）の該当</u></p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ <u>現在の居所</u></p> <p>⑪ <u>連絡先その他必要情報</u></p> <p>⑫ 親族・同居者からの照会への①～⑪の回答希望の有無</p> <p>⑬ <u>知人からの照会に対する①⑦⑧の回答希望の有無</u></p> <p>⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表についての同意の有無</p> <p>〔2〕死亡した住民（上記①～<u>⑦</u>に加えて）</p> <p>⑧ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑨ 遺体の安置場所</p> <p>⑩ <u>連絡先その他必要事項</u></p> <p>⑪ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への配偶者又は直近の直系親族等からの同意の有無</p>	
15	第2編 第1章 第5-2 (1) P26	<p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を<u>図る</u>。</p>	<p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、<u>NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める</u>。</p>	H29 政府基本指針改正及び H30 県国民保護計画の改正の反映 (第2編1章5節第2-1)

16	第2編 2章1 (3) P28	高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。	高齢者、障がい者等災害時要援護者への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する「 <b>生駒市災害時要援護者避難支援プラン</b> 」を活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。 <b>(※他「障害者」15箇所も「障がい者」に修正)</b>	用語の適正化 (参考：生駒市災害時要援護者支援事業は平成23年度から開始)
17	第3編 第1章 2 P35	<b>事態警戒体制B</b> 事態警戒体制Bは、市対策本部設置以前の段階で、関係機関等からの情報により多数の人が死傷する事案の発生を把握した場合において、市としての確かかつ迅速に対処するため、武力攻撃事態等に関する初動措置に関して万全を期する。	<b>事態警戒体制B及び災害対策本部体制</b> 事態警戒体制Bは、市対策本部設置以前の段階で、関係機関等からの情報により多数の人が死傷する事案の <b>市外での</b> 発生を把握した場合や、 <b>市内で事態認定に至る可能性が高い事態が発生した場合</b> において、市としての確かかつ迅速に対処するため、武力攻撃事態等に関する初動措置に関して万全を期する。 <b>市内において多数の人が死傷する事案が発生したことを把握した場合は、生駒市地域防災計画に定める事故災害対策本部体制をもって災害対策基本法等を適用し、避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を実施する。</b>	第2編1章第1-2(3)の表【事態の状況に応じた初動体制の確立】の修正に整合
18	同(2) P35	市対策本部会議構成員（生駒市地域防災計画の災害対策本部）は、上記の情報を知った時は速やかに市庁舎401及び402会議室に参集する。 市対策本部に配備される一般職員（生駒市地域防災計画の1号動員等）は上記の情報を知ったときは速やかに各所属課に参集する。	市対策本部会議構成員（生駒市地域防災計画の災害対策本部）は、上記の情報を知った時は速やかに市庁舎 <b>大会議室</b> に参集する。 市対策本部に配備される一般職員（生駒市地域防災計画の1号動員等）は上記の情報を知ったときは速やかに各所属課 <b>及び大会議室</b> に参集する。	現行の災害対策本部の設置場所及び参集職員の勤務位置に整合
19	同(3) P35～ 36	事態警戒体制Bの配備を行った場合は、次の事務を行う。 ① 県に体制配備の連絡を行う。 ② 消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る	事態警戒体制Bの配備を行った場合は、次の事務を行う。 ① 県に体制配備の連絡を行う。 ② 消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る	第2編1章第1-2(3)の表【事態の状況

	<p>情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。</p> <p>③ <u>市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。</u></p> <p>④ <u>初動措置の確保として、各種の連絡調整にあたるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。</u></p> <p>また、市長は国、県等から入手した情報を消防機関に提供するとともに必要な指示を行う。市は、警察官が行う避難の指示や警戒区域の設定についても緊密な連携を図る。事態認定後においては、事態の状況に応じて国民保護措置を実施する。</p> <p>⑤ 市民への広報及び報道機関との連絡調整を行う。</p> <p>⑥ 速やかに国民保護対策本部体制へ移行することができるよう準備を行う。</p>	<p>情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。</p> <p>③ 初動措置の確保として、各種の連絡調整にあたる。</p> <p>また、市長は国、県等から入手した情報を消防機関に提供するとともに必要な指示を行う。市は、警察官が行う避難の指示や警戒区域の設定についても緊密な連携を図る。事態認定後においては、事態の状況に応じて国民保護措置を実施する。</p> <p>④ 市民への広報及び報道機関との連絡調整を行う。</p> <p>⑤ 速やかに国民保護対策本部体制へ移行することができるよう準備を行う。</p> <p><u>災害対策本部体制の配備を行った場合は、①～⑤に加えて、次の事務を行う。</u></p> <p>⑥ <u>市長は、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。</u></p> <p>⑦ <u>市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。</u></p>	<p>に応じた初動体制の確立】</p> <p>の修正に伴い、本号③及び④の一部を災害対策本部が実施する事務として整理し記載</p>
--	---	---	---



<p>20 同上 P36</p>		<p style="text-align: center;"><b>事態警戒体制の配備の流れ及び構成</b></p> <p>①：事態警戒体制A ②：事態警戒体制B</p>	<p style="text-align: center;"><b>事態警戒体制の配備の流れ及び構成</b></p> <p>①：事態警戒体制A ②：事態警戒体制B <b>及び災害対策本部体制</b></p>	<p>第2編1章第 1-2(3)の表 【事態の状況 に応じた初動 体制の確立】 ・県の修正に整合 ・県警察 ・自衛隊 ・消防機関 ・その他 関係機関</p>
<p>21 第3編 第1章 3 P37</p>		<p>なお、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。</p>	<p>なお、災害対策基本法に基づく災害対策本部 <u>(事故災害対策本部)</u> を設置した場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。</p>	<p>同上</p>

22	第3編 2章1 (3) P39	<p>(図「市対策本部の組織及び機能」)</p> <p>市対策本部</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>市対策本部員 <u>(本部会議)</u></p> <p>市長公室長 議会事務局長 企画財政部長 市民部長 福祉健康部長 生活環境部長 建設部長 都市整備部長 開発部長 水道局長 教育総務部長 生涯学習部長 消防長 消防本部次長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>各部</p> <p><u>公室部</u> <u>企画総務部</u> 救済部 医療福祉部 水道部 <u>環境部</u> 土木部 教育部 消防部</p> </div> </div>	<p>市対策本部 <u>(対策本部会議)</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>市対策本部員</p> <p><u>危機管理監</u> <u>各部長</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>各部</p> <p><u>本部事務局</u> <u>救済衛生部</u> <u>医療福祉部</u> 水道部 土木部 教育部 消防部</p> </div> </div>	<p>現行の生駒市 地域防災計画 との整合</p>
23	第3編 第4章 第1-1 (1) P46	<p>市長は、知事から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。</p>	<p>市長は、知事から、<u>または内閣官房から緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、消防庁から全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等により</u>警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。</p>	<p>H25 政府基本 指針改正及び H26 県国民保 護計画の改正 の反映(3編4 章1節第2-2)</p>
24	同(2) P46	<p>① 市長は、知事から警報が通知された場合には、直ちに市の各執行機関、その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。</p>	<p>① 市長は、知事から、<u>または内閣官房から緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、消防庁から全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等により</u>警報が通知された場合には、直ちに市の各執行機関、その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。</p>	<p>同上</p>

25	同上 図内 P46	※ 市長はホームページに警報の内容を掲載。警報の伝達にあたっては、防災行政無線のほか <u>拡声器</u> を活用することなどにより行う。	※ 市長はホームページに警報の内容を掲載。警報の伝達にあたっては、防災行政無線のほか <u>緊急速報メール</u> を活用することなどにより行う。	第4章第1-2(1)①の記述変更 <sup>①</sup> に整合
26	第3編 第4章 第1-2 (1)	警報の内容の伝達方法については、 <u>当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき</u> 、原則として以下の要領により行う。	警報の内容の伝達方法については、原則として以下の要領により行う。	本市の防災行政無線（同報系）の運用開始等の反映
27	P47	① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 <u>この場合においては、車載の拡声器などで国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、広報車による地域巡回、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などにより、警報が発令された事実を速やかに周知する。</u>	① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 <u>緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）で緊急情報を受信した場合、原則として、防災行政無線（同報系）で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</u> <u>この際、緊急速報メールを積極的に活用して、市民に警報発令の事実を速やかに周知する。</u>	同上及び H25 政府基本指針改正並びに H26 県国民保護計画の改正（3編4章1節第2-2(1)）の反映
28	同(2) P47	<u>市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</u> <u>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</u>	(削除し本章第2-2(4)に準じた内容を記載、以下各号繰り上がり)	前号①の変更 <sup>①</sup> に整合 避難実施要領の周知手段としては引き続き必要と考えられる（令和4年度国民保

		<u>また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</u>		護訓練の実績)ため、該当箇所に転記
29	第3編 第4章 第2-2 (2) P49	① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、 <u>町内会</u> 、事務所等地域の実情に応じた適切な避難実施単位を記載する。 ⑤ 集合に当たっての留意事項 集合に当たっては、高齢者、障害者等要避難援護者の所在確認その他留意すべき事項を、また、集合後の <u>町内会</u> や近隣住民間での安否確認、残留者等の有無の確認や要避難援護者への配慮その他留意すべき事項を記載する。	① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等地域の実情に応じた適切な避難実施単位を記載する。 ⑤ 集合に当たっての留意事項 集合に当たっては、高齢者、障害者等要避難援護者の所在確認その他留意すべき事項を、また、集合後の <u>自治会</u> や近隣住民間での安否確認、残留者等の有無の確認や要避難援護者への配慮その他留意すべき事項を記載する。	用語の整理 (本市では「町内会」ではなく、「自治会」を使用。)
30	同(3) P50	⑥ 要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)	⑥ 要援護者の避難方法の決定(「 <u>生駒市災害時要援護者避難支援プラン</u> 」、災害時要援護者支援班の設置)	用語の適正化
31	同(4) P50	また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。 さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。	また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。 <u>市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に避難実施要領の内容を周知することができるよう、体制を整備する。</u> <u>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による周知を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率</u>	本章第1-2(2)の削除に伴い同趣旨の内容を記載(本章第1-2(2)の改正理由を参照)

			<p><u>的な周知が行なわれるように配慮する。</u></p> <p><u>また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した避難実施要領の内容の周知が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</u></p> <p>さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。</p>	
32	第3編 第4章 第2-3 (1) P51	市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、 <u>町内会</u> 、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。	市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。	用語の整理 (本市では「町内会」ではなく、「自治会」を使用。)
33	同(3) P52	市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。	市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるとき、 <u>または事態の発生により既に立ち入り規制区域が設定され、当該区域内に避難誘導に当たる職員等を配置することに危険が伴う懸念がある場合には</u> 、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。	令和4年度国民保護訓練の反映
34	同(6) P52	市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。また、「避難支援プラン」を策定した場合には、 <u>当該プラン</u> に沿って対応を行う。	市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。また、「 <u>生駒市災害時要援護者避難支援プラン</u> 」 <u>に基づく個別支援計画書</u> を策定した場合には、当該 <u>個別支援計画書</u> に沿って対応を行う。	用語の適正化 (参考：生駒市災害時要援護者支援事業は平成23年度から開始)

35	同(13) P54	<p>避難住民の復帰のための措置</p> <p>市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。</p>	<p><u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設</u></p> <p><u>市長は大規模集客施設や主要駅についても、施設管理者と連携し、当該施設に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p> <p>(14) 避難住民の復帰のための措置</p> <p>市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。</p>	<p>H25 政府基本指針改正及び</p> <p>H26 県国民保護計画の改正の反映(3編4章2節第2)</p>
36	第3編 第4章 第2-4 表内 P54	<p>(弾道ミサイル攻撃の場合の欄)</p> <p><u>このため</u>、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。<u>このため</u>、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p>	<p><u>加えて</u>、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる<u>ことから</u>、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p><u>このため弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国(内閣官房、消防庁等)が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。</u></p>	<p>H29 政府基本指針改正及び</p> <p>H30 県国民保護計画の改正に整合(第3編4章2節第2-1(3)③)(併せて表現の重複を修正)</p>
37	第3編 第5章 3(1) P58	<p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困</p>	<p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣告示229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別</p>	<p>国民保護に関する救援事務の厚生労働省から内閣府への移管に伴う整理、H26 県</p>

		難であると判断する場合には、知事に対し、 <u>厚生労働大臣</u> に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	国民保護計画の改正の反映 (3編5章第3)
38	同(2) P59	また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。	また、県と連携して、NBC攻撃や武力原子力災害時における特殊な医療活動、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査(スクリーニング)及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置の実施に留意する。	H26・28 政府基本指針改正及びH26 県国民保護計画の改正の反映 (第3編5章第4(1))
39	第3編 第6章 図 P60	<p>収集項目</p> <p>1 避難住民(負傷した住民も同様)</p> <p>① 氏名</p> <p>② <u>ふりがな</u></p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所</p> <p>⑥ 国籍 <u>(日本国籍を有しない者に限る。)</u></p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)</p> <p>⑧ 居所</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p>	<p>収集項目</p> <p>1 避難住民(負傷した住民も同様)</p> <p>① 氏名</p> <p>② <u>フリガナ</u></p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所 <u>(郵便番号を含む。)</u></p> <p>⑥ 国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)</p> <p>⑧ <u>負傷(疾病)の該当</u></p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p>	安否情報省令の改正の反映(現行省令の様式の記載項目に整合)

		<p>⑩ <u>⑧及び⑨のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</u></p> <p>⑪ 親族・同居者・<u>知人</u>からの照会への回答希望の有無</p> <p>⑫ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表についての同意の有無</p> <p>2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑬ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑭ 遺体の安置場所</p> <p>⑮上記について、親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への配偶者又は直近の直系親族等からの同意の有無</p>	<p>⑩ <u>現在の居所</u></p> <p>⑪ <u>連絡先その他必要情報</u></p> <p>⑫ 親族・同居者からの照会への①～⑪の回答希望の有無</p> <p>⑬ <u>知人からの照会に対する①⑦⑧の回答希望の有無</u></p> <p>⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表についての同意の有無</p> <p>2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑧ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑨ 遺体の安置場所</p> <p>⑩ <u>連絡先その他必要事項</u></p> <p>⑪ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への配偶者又は直近の直系親族等からの同意の有無</p>	
40	第3編 第6章 1(1) P61	<p>また、安否情報の収集は、避難住民の誘導の際又は避難所において、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、<u>外国人登録原票</u>等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p>	<p>また、安否情報の収集は、避難住民の誘導の際又は避難所において、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p>	外国人登録制度の廃止（住民基本台帳に記載）
41	第3編 第7章 第1-2 P63	<p>(1) 市長への通報</p> <p><u>消防吏員</u>は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死（以下略）</p> <p>(2) 知事への通知</p> <p>市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、<u>消防吏員</u>又は警察官から通報を受けた場合において（以下略）</p>	<p>(1) 市長への通報</p> <p><u>消防職員</u>は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、（以下略）</p> <p>(2) 知事への通知</p> <p>市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、<u>消防職員</u>又は警察官から通報を受けた場合において、（以下略）</p>	用語の整理



42	第3編 第7章 第2-1 (4)① P66	また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。	また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。 <u>住民の避難に当たっては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を実施する。</u>	H26・28 政府基本指針の改正及びH26 県国民保護計画の改正の反映（第3編7章2節第1-4）
43	第3編 第7章 第3-5 (4) P71	市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び <u>緊急消防援助隊運用要綱</u> に基づき（以下略）	市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び <u>緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱</u> に基づき（以下略）	新たに当該要綱が策定されたため。
44	第3編 第7章 第3-5 (6)P71	市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために（以下略）	市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動の <u>求め</u> 又は指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために（以下略）	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第6条に準拠
45	第3篇 第8章 ③ P73	市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）（資料編参照）に基づき、電子メール、 <u>FAX等</u> により直ちに被災情報の第一報を報告する。	市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）（資料編参照）に基づき、電子メールにより直ちに被災情報の第一報を報告する。	令和3年5月の火災・災害等即報要領の改正による。
46	同 ④ P73	市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式（資料編参照）に従い、電子メール、 <u>FAX等</u> により県が指定する時間に県に対し報告する。	市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式（資料編参照）に従い、電子メールにより県が指定する時間に県に対し報告する。	

